

上下水道料金の減免について

今回の地震の影響により、市内各地において赤水（濁り水）が発生しました。

このことにより、上下水道料金を下記のとおり調整します。

調整の対象となる月	調整の方法
平成23年5月（3月使用分）	対象となる月の使用水量を、全世帯一律に2㎡減免します

※地震の影響による漏水については、別途減免します。
 ※井戸水のみで、下水道を使用している方は調整の対象となりません。

問 水道課 ☎52 - 6100

災害弔慰金の支給等制度

①災害弔慰金

災害により死亡されたとき遺族に支給されます。

②災害障害見舞金

災害による負傷、疾病で重度の障がいをもった方に支給されます。

③災害援護資金貸付金

災害により負傷、住居損壊、家財損害を受けた世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸します。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58 - 2111
 (内線1153)

保険税などの減免について

災害によって、住宅、家財などに損害を受けた時は、その損害程度により下記のものについて、減免などの救済措置を受けることができます。

各保険税などの減免については、り災証明書など災害の状況を証明する書類が必要になります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

	制度	適用対象	内容
国民健康保険	税減免	今回の災害により家屋に著しい損害を受けた場合（家屋価値に対する損害割合が10分の3以上）	損害割合に対し保険税が最大全額免除
後期高齢者医療	保険料減免	今回の災害により家屋などの損害額が10分の3以上の場合 ※所得条件：1,000万円以下	損害額に対し保険料が最大全額免除
国民健康保険	一部負担金	・今回の災害により資産などに重大な損害を受けた場合 ・今回の災害により死亡、または身体に障がいがある者となった場合	医療費の一部を減額または免除
後期高齢者医療	一部負担金	今回の災害により家屋などの損害額が10分の3以上の場合 ※所得条件：1,000万円以下	損害額に対し一部負担金が最大全額免除
介護保険	保険料徴収猶予	今回の災害により財産などの損害割合が10分の3以上	申請日から6カ月以内の月分に係る保険料
	保険料減免		所得金額と損害額の割合に対し最大2分の1減免

固定資産税の減免について

今回の地震被害を受けた、土地、家屋および償却資産の所有者で、その被害が一定の基準に該当する方は、その被害状況に応じた割合により固定資産税が減免されます。減免割合などについては、市税務課（伊奈庁舎）にお問い合わせください。

■減免に係る注意事項

減免の対象となる資産は、課税されている固定資産のうち下記のもものが対象となります。

- ・面積の20%以上の被害を受けた土地
- ・評価額の20%以上の被害を受けた家屋および償却資産
 なお、家屋の被害の査定については、実際の修理費などではありません。次のようなケースでは、一般的に損害割合が20%に満たず、減免の対象となりません。
 - ・屋根瓦の一部が落ち、外壁に数ヶ所ひびが入り、内装の一部が損傷した状況
 - ・屋根瓦がすべて落ちたが、ほかに大きな損傷がない状況

問 伊奈庁舎税務課 ☎58 - 2111
 (内線1135 ~ 1137)

支援融資について

各金融機関では、今回の地震により被害を受けられた方を対象に特別支援融資を開始しています。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58 - 2111

- ・国民健康保険に関すること（内線1181）
- ・国民健康保険税に関すること（線1182）
- ・後期高齢者医療に関すること（内線1185）

伊奈庁舎介護福祉課 ☎58 - 2111（内線1174）